

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年12月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500314号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500130号

第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和43年1月21日から昭和42年9月21日に訂正し、同年9月から同年12月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和42年9月21日から昭和43年1月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和42年9月21日から昭和43年1月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和42年9月21日から昭和43年1月21日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち請求期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。請求期間について継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管している請求者の人事記録及び複数の従業員の回答から判断すると、請求者が請求期間において、A社に継続して勤務し(昭和42年9月21日に同社C工場から同社B工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和42年9月から同年12月までの標準報酬月額については、請求者のA社B工場における昭和43年1月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和42年9月21日から昭和43年1月21日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が保管し

ている請求者に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における資格取得年月日が昭和 43 年 1 月 21 日となっていることから、事業主から同日を資格取得日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 42 年 9 月から同年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500305号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500132号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和29年1月20日)及び取得年月日(昭和31年3月20日)を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を被保険者期間として訂正し、当該期間の標準報酬月額を昭和29年1月から昭和30年9月までは7,000円、同年10月から昭和31年2月までは9,000円とすることが必要である。

昭和29年1月20日から昭和31年3月20日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和29年1月20日から昭和31年3月20日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年1月20日から昭和31年3月20日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社で勤務した期間のうち、請求期間の被保険者記録が無いが、当該期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを記憶しているので、当該期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者は、当該事業所において昭和28年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和29年1月20日に同資格を喪失後、昭和31年3月20日に当該事業所において同資格を再度取得しており、請求期間の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、請求期間において当該事業所の被保険者記録がある同僚は、請求者は当該事業所において私と同じ配達営業の業務に従事し、当該期間も含めて継続して勤務していたとしているほか、他の従業員からも請求者が当該期間に勤務していた旨の陳述が得られることから、請求者は当該期間を通して当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、請求者と同様に配達営業に従事していたとする同僚は、請求者が当該事業所に勤務し

ていた期間については、私と同じように勤務し、請求期間当時以降は営業部隊の中心的存在であったとするなど、請求期間当時における勤務形態の変更は無かった旨を陳述している。

さらに、当該事業所において被保険者記録が確認できる複数の従業員は、厚生年金保険に加入しない人はいなかった旨を陳述している上、いずれも自身の勤務期間と被保険者記録が一致しているとしていることを踏まえると、当該事業所では従業員の勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者及び上記配達営業をしていたとする同僚のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求期間及びその前後の記録から、昭和29年1月から昭和30年9月までは7,000円、同年10月から昭和31年2月までは9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、昭和29年1月20日から昭和31年3月20日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間において、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が資格喪失年月日及び再度の資格取得年月日を記録することは考え難いことから、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500306号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500134号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年4月1日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成8年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成8年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B支店における厚生年金保険の資格喪失年月日は、平成8年4月1日となっているが、同社には同年4月30日まで継続して勤務していたので、資格喪失日の記録を訂正し、請求期間を保険給付の対象となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA社B支店の請求期間当時の従業員の回答により、請求者が同社に平成8年4月30日まで勤務していたことが確認できる。

そして、i) 請求者から提出のあったC厚生年金基金の脱退・選択一時金給付通知書により、請求者は、平成8年4月30日までの期間が一時金の計算の基礎とされていることが確認できること、ii) D健康保険組合から提出のあった適用台帳により、請求者は、同年5月1日に同健康保険組合における被保険者資格を喪失していることが確認できること、iii) A社B支店の請求期間当時の上司は、退職日の同年4月30日まで請求者の勤務形態に変更はなかったと陳述していることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成8年3月のオンライン記録及びD健康保険組合の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成8年4月1日から同年5月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500291号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500135号

第1 結論

請求者のA社における平成24年7月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年7月及び同年8月の標準報酬月額については、34万円から41万円とする。

平成24年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年7月1日から同年9月1日まで

私は、平成24年4月に昇格し、役職手当などの固定的賃金が上がったが、残業代が減少したため、給与の総支給金額は下がってしまった。このため、私の平成24年の厚生年金保険被保険者標準報酬月額の決定において、標準報酬月額は従前の41万円から34万円に変更となった。厚生年金基金と健康保険組合においては、平成24年7月及び同年8月の標準報酬月額(厚生年金基金については、報酬標準給与月額。)は従前のまま41万円とされ、同年9月に標準報酬月額が34万円に改定されているが、厚生年金保険については、同年7月に標準報酬月額が34万円に改定されている。請求期間は、標準報酬月額41万円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されているので、調査の上、請求期間の記録を訂正し、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると平成24年7月に従前の41万円から34万円に随時改定されているものの、B厚生年金基金の報酬標準給与月額及びC健康保険組合の標準報酬月額は、平成24年7月及び同年8月は41万円のままとなっており、同年9月に34万円に定時決定されていることが確認できるとともに、A社が保管している請

求者の給与明細書（控）における給与支払総額及び支払内訳等からみて、同年7月は、本来随時改定すべき時期に該当しないことが確認できることから、請求期間の標準報酬月額が41万円であることが認められる。

また、請求者の給与明細書（控）により、標準報酬月額41万円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者の給与明細書（控）から確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年7月及び同年8月について、請求者の給与から標準報酬月額41万円に見合う厚生年金保険料を控除したが、請求者に係る厚生年金保険被保険者標準報酬月額は34万円と記録されており、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500303号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500058号

第1 結論

昭和50年*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年*月から昭和54年3月まで

私が20歳になった昭和50年*月に、私の父親が当時居住していた村の村役場で私の国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、当時、家族で家業をしており、父親が自身の分と一緒に家族6人分を自宅に来ていた集金人に納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続を行い請求期間の保険料を納付していたとする請求者の父親は既に死亡しており、当時同居していたその他の家族からも証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、父親が昭和50年*月に、当時居住していた村の村役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和54年5月30日に払い出されたものであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、請求期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び第3回特例納付により納付するほかないが、制度上、請求者及び父親が居住していた村の村役場で、それらの保険料を納付することはできない。

加えて、父親が請求期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、請求者に別の年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間当初から加入手続時期までを通じて同一村内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情は見当たらず、その形跡もない。

そのほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500265号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500131号

第1 結論

請求期間のうち、昭和54年3月31日から昭和56年2月までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和58年3月から平成3年8月1日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年3月31日から昭和56年2月まで
② 昭和58年3月から平成3年8月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失年月日は、昭和54年3月31日となっているが、同社には昭和56年2月まで継続して勤務していたので、調査の上、資格喪失日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、請求期間②について、厚生年金保険の記録では、B社における厚生年金保険の資格取得年月日は、平成3年8月1日となっているが、同社には昭和58年3月から継続して勤務していたので、調査の上、資格取得日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A社に昭和56年2月まで継続して勤務していたと主張しているところ、同社において請求期間①の前に厚生年金保険の被保険者となっている複数の者の回答及び本人の陳述から、請求者が同社の事業主であったことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①当時は、適用事業所ではない。

また、A社の事業主であった請求者は、「当時の資料は無い。」と陳述している上、同社で請求期間①の前に厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したものの、請求者の同社における請求期間①の勤務実態及び保険料控除は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

請求期間②について、請求者は、B社に、昭和58年3月から継続して勤務していたと主張

しているところ、同社で被保険者ではないが、役員であった複数の者の回答、本人の陳述及び商業登記簿謄本の記録から、請求者が同社の事業主であったことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、平成3年8月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②当時は、適用事業所ではない。

また、B社は、平成17年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主であった請求者は、「当時の資料は無い。」と陳述している上、同社で請求期間②の後に厚生年金保険の被保険者となっている者に照会したものの、回答が得られず、請求者の同社における請求期間②の勤務実態及び保険料控除は確認できない。

さらに、B社が適用事業所となった平成3年8月1日に厚生年金保険被保険者となった者1名は、同年7月まで国民年金に加入し、その保険料を納付している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、請求者は、請求期間当時、A社及びB社の事業主であり、社会保険に関する事務について自ら担当していたと陳述しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、仮に、請求期間①及び②について、請求者が主張する請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500322号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500133号

第1 結論

昭和44年4月1日から昭和45年3月1日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月1日から昭和45年3月1日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和44年4月1日から昭和45年2月末日までの期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていない。給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の取締役及び従業員の陳述から、期間は特定できないものの請求者が請求期間当時に同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者が姓のみを記憶している4名の同僚のうち3名については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において請求期間及び前後の期間に姓を確認することができず、整理番号に欠番もない。

また、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者であった従業員に、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日等について照会したところ、複数の従業員が入社後すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかったと回答しており、同社では、必ずしも、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は解散している上、事業主は既に死亡しており、上記の取締役は、当時の資料は無く、請求者の請求期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500315号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500136号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月1日
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る記録が無い。
しかし、請求期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、標準賞与額を記録し、保険給付の対象となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、A社の事業主は、最初の賞与が支給されるのは、入社後9か月(3か月の試用期間に本採用後6か月を加えた期間)を経過した後であり、入社日が平成15年10月16日である請求者には、請求期間当時、賞与は支給していない旨の回答をしている。

また、請求期間当時、A社に勤務していた同僚1名は、入社後すぐには賞与が支給されなかった旨の陳述をしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。